

自転車のルール守っていますか



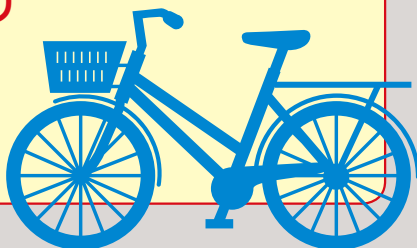
自転車も車両です。6月1日から改正道路交
通法の施行により、危険な運転を繰り返す自転車
運転者には講習の受講が義務付けられました。
写真は妙典中学校で行われた、スタントマンが交
通事故を再現したスケアード・ストレイトの様子で
す。このような事故に遭わないためにも危険行為
は絶対やめましょう。
☎7126341交通計画課

講習制度の対象となる 主な危険行為

- ・遮断機の下りた踏切への立ち入り
- ・ブレーキ不良自転車の運転
- ・歩道通行時の通行方法違反など

その他の危険行為は、警察庁Webサイトをご覧ください。

- ・信号無視
- ・指定場所一時不停止
- ・酒酔い運転



また、自転車には次のようなルールがあります。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



いつも新しい流れがある 市川

今週号の紙面から

- 特集 ●さらなるごみの減量・資源化に向けて …… 4-5面
- 特集 ●おかえり、山下清と仲間たち …… 8-9面

- 市民納涼花火大会 …… 2面
- Ichikawa ワタシの夢起業塾 …… 3面
- こころの健康市民講座 …… 6面

- ISG国府台 秋の健康教室 …… 7面
- 江戸川・水フェスタinいちかわ …… 10面
- 平成26年度
いちかわ文芸年間賞が決定 …… 11面